

鎌倉市における特別支援学級設置の基本方針

平成23年度11月制定

平成28年8月改定

1 基本方針

本市の市立小・中学校全校に特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を設置していく。

2 検討経過

これまで、本市の特別支援学級は、拠点校方式として設置されており、現在、小学校9校（16校中）・中学校7校（9校中）に設置してきた。

この拠点校方式は、地域の中で子どもを育てることを基本としながら、社会性・自立性を身に付けていくために、一定の集団での教育も必要であるとの考え方によるものである。

しかしながら、近年、障害のある子どもが増加しており、その子どもたちや保護者が地域の学校へ通うことを希望する傾向が強くなってきた。このことから、特別支援学級設置の考え方の見直しが必要となった。

また、平成22年市議会9月定例会において、特別支援学級の全校設置が議員提案で可決された。

これらのことを踏まえ、本市の特別支援学級設置の基本方針を新たに定めることになった。

さらに、通常学級において、発達に課題のある子どもが増加しており、ソーシャルスキルトレーニング等を行うための情緒通級指導教室を平成28年度今泉小学校に開設した。また、今後については、特別支援学級の順次開設ならびに新たな情緒通級指導教室の開設も検討する。

3 設置計画について

- (1) 地域、学区等を考慮し、小学校を5ブロック、中学校を4ブロックに分ける。
- (2) 開設校、開設年度については、就学希望状況や学校施設状況等を考慮し決定していく。
- (3) 新たに設置する特別支援学級の規模は、各学校の児童生徒数や教室数を勘案するとともに、ブロック内の学校の整備状況、整備規模を勘案し決定する。

① 小学校ブロック

ア 第一小 ・ 第二小 ・ 御成小 ・ 稲村ヶ崎小
イ 腰越小 ・ 七里ガ浜小
ウ 富士塚小 ・ 西鎌倉小 ・ 深沢小
エ 玉縄小 ・ 植木小 (H29.4月開設予定) ・ 関谷小
オ 小坂小 ・ 大船小 ・ 山崎小 ・ 今泉小

② 中学校ブロック

ア 御成中 ・ 第一中 ・ 第二中
イ 深沢中 ・ 腰越中 ・ 手広中
ウ 玉縄中
エ 大船中 ・ 岩瀬中 〇〇〇 : 設置済校

- (4) 開設後に、在籍児童生徒がいなくなった場合は一時閉級扱いとし、対象児童生徒が希望した場合に開級する。

4 就学先の決定について

- (1) 特別支援学級入級については、教育委員会が、対象児童生徒の教育的ニーズの把握に努め、保護者及び障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者（鎌倉市就学支援委員会）の意見を聴いたうえで決定する。
- (2) 学区内の学校に特別支援学級が設置されている場合は、当該学校に就学することを原則とする。
- (3) 学区内の学校に特別支援学級が設置されていない場合は、同一ブロック内の学校に就学する。
- (4) 児童生徒の障害の状態により、施設面等の理由から学区内または同一ブロック内の学校では対応できない場合（障害種別等の理由）は、就学相談において、児童生徒の教育的ニーズを把握し、児童生徒及び保護者の要望を聞きながら就学する学校を決定する。